

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

前期監査の結果に基づく措置等の状況通知<前期監査報告書(令和5年9月29日)>

「処理」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの 33件
 【C：実施しないことを決定済】 基準日までに「処理」を実施することはできるが、何らかの理由により実施しないことを決定したもの 1件
 【D：実施することができない】 基準日までに手段が無く「処理」を実施することができないことを確認したもの 4件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施することを決定したもの 38件

○部局監査

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終回答基準日 |
|-----|-----|------|---------------------|-----------|--|--------|------|----------------|---|--------------------------------|--|------------|
| 1 | 市民部 | 市民税課 | の【重要】 管理【切手等金券類】 | 切手等受払い管理簿 | 【指摘】 切手の管理において、訂正の際は見え消しで修正し訂正印を押印すべきところ、修正テープで修正されているものがあった。 | 2 頁 | 1 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年5月18日に、使用者に使用枚数や訂正時の状況を確認。確認者の訂正印を押印した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年5月18日に、使用者が管理簿の注意事項に気づくよう、蛍光マーカーを付した。 令和5年6月23日に、注意事項に「修正をした場合は確認者に報告する」旨を追加した。切手の使用方法を職員全員に周知した。 | 令和5年10月10日 |
| 2 | 市民部 | 資産税課 | の【重要】 管理【切手等金券類】 | 切手等受払い管理簿 | 【指摘】 切手の管理において、訂正の際は見え消しで修正し訂正印を押印すべきところ、訂正印の押印がされていないものがあった。 | 2 頁 | 2 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月27日に、切手等受払い管理簿の残数(8月末)を再確認し、確認者の訂正印を押印した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月27日の課内打合せにおいて、当該指摘の共有を行い、課内全員に切手管理のルールを周知徹底した。 管理簿の注意事項に蛍光マーカーを付し、管理簿ファイルに「修正した場合は確認者に報告する」旨を追加し、注意事項を大きく表示したテプラを貼り付け記入時に必ず気付くようにした。 所属長及び庶務担当長が月末の在庫数及び管理簿の確認、点検時の押印漏れ等がないか確認することを徹底した。 | 令和5年10月10日 |
| 3 | 市民部 | 資産税課 | の【重要】 管理【切手等金券類】 | 切手等受払い管理簿 | 【指摘】 切手の管理において、訂正の際は確認者が訂正印を押印すべきところ、使用者が押印しているものがあった。 | 2 頁 | 3 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月27日に、切手等受払い管理簿の指摘箇所に確認者の訂正印を押印した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月27日の課内打合せにおいて、当該指摘の共有を行い、課内全員に切手管理のルールを周知徹底した。 管理簿の注意事項に蛍光マーカーを付し、管理簿ファイルに「修正した場合は確認者に報告する」旨を追加し、注意事項を大きく表示したテプラを貼り付け記入時に必ず気付くようにした。 | 令和5年10月10日 |

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の 実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終 回答基 準日 |
|-----|-----|--------|-------------------------|-------------------|--|--------|------|--------------------|---|--|---|------------------------|
| 4 | 環境部 | 環境政策課 | の【重 点】 切手等 金券類 | 切手等受 払い管理 簿 | 【指摘】 切手の管理において、訂正の際は確認者が訂正印を押印すべきところ、使用者が押印しているものがあつた。 | 2 頁 | 4 | A：実施済 又は決定済 | 切手等受払い簿の訂正内容と理由を確認者が担当者に改めて確認。適正であることを確認した上で、確認者が訂正印を押印 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月8日の朝礼において、切手等受払い簿の訂正方法を職員へ周知 切手等受払い簿に、最新の記入例を添付したことで、正しい訂正方法等を確認できるようにした。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 5 | 市民部 | 資産税課 | の【重 点】 切手等 金券類 | 切手等受 払い管理 簿 | 【指摘】 切手の管理において、使用枚数が未記入であるにもかかわらず、確認者が確認者欄に押印しているものがあつた。 | 2 頁 | 5 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月27日に、切手等受払い管理簿の使用状況を再確認し、確認者が未記入部分に使用枚数を記入した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月27日の課内打合せにおいて、当該指摘の共有を行い、課内全員に切手管理のルールを周知徹底した。 管理簿の注意事項に蛍光マーカーを付し、管理簿ファイルに「修正した場合は確認者に報告する」旨を追加し、注意事項を大きく表示したテプラを貼り付け記入時に必ず気付くようにした。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 6 | 環境部 | 廃棄物対策課 | の【重 点】 切手等 金券類 | 切手等受 払い管理 簿 | 【指摘】 切手の管理において、使用枚数が未記入であるにもかかわらず、確認者が確認者欄に押印しているものがあつた。 | 2 頁 | 6 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年5月26日に、未記入となっていた切手の使用枚数を記入した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年7月31日に、管理簿下段の管理簿記載の注意事項内に記載の「(4) 確認は担当長以上。～行う。」にマーカーを行うとともに「切手等の管理方法の調査結果及び管理の再徹底について(通知)」を管理簿の背表紙裏に貼付して、注意喚起を促すことにより、確認漏れを防止することとした。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 7 | 環境部 | 清掃業務課 | の【重 点】 切手等 金券類 | 切手等受 払い管理 簿 | 【指摘】 切手の管理において、確認者は前月からの繰越枚数を確認した際は、切手等受払い管理簿の確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあつた。 | 3 頁 | 7 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月22日に、当月の管理簿の「繰越」欄に転記が誤っていないか確認し、確認者の印を押印した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月22日に、切手管理簿の保管場所に『月がかわったら繰越欄も記載・押印すること』と書かれたテプラを貼付した。 | 令和 5年 10月 10日 |

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の 実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終 回答基 準日 |
|-----|-------|----------|-------------------------|---|---|--------|------|--------------------|--|--|---|------------------------|
| 8 | 都市整備部 | 公園緑地つかう課 | の【重 点】 切手等 金券類 | 切手等受 払い管理 簿 | 【指摘】 切手の管理において、切手等受払い管理簿の新たなページを起こした際は、確認者は前ページの残数が正しく記載されているか確認し確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあつた。 | 3 頁 | 8 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月12日に、確認欄の保管枚数に誤りがない事を確認し、確認印を押印した。 | A：実施済 又は決定済 | 切手の用途を再確認した結果、総務部庶務課の「料金別納郵便」で対応可能な郵便物であったため、令和5年6月19日以後は「料金別納郵便」で対応することとした。 ※令和5年7月3日に総務部庶務課へ保管する切手を全て返却。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 9 | 環境部 | 環境政策課 | 収入 事務 | 行政財産 目的外使 用料（自 然観察の 森マル シェ） | 【指摘】 豊田市予算決算会計規則第35条第1項において、歳入を徴収しようとするときは調定手続をしなければならぬとされているが、調定手続が行われておらず、納入もされていなかった。 | 3 頁 | 9 | A：実施済 又は決定済 | 調定手続と入金催促を行い、令和5年5月25日に事務手続及び入金完了 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月8日の担当打合せにおいて、目的外使用許可から調定、納入通知、入金までの事務の流れを改めて共有した。 目的外使用許可の都度、起案者が一覧表に案件を記入し、担当長が調定、納入通知、入金の各段階で漏れがないかをチェックするよう事務の進め方を見直した。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 10 | 環境部 | 清掃業務課 | 収入 事務 | 行政財産 目的外使 用料（ご みステ ーション の電柱） | 【指摘】 行政財産目的外使用料の調定において、誤った金額の調定を起票したが取り消されていなかった。さらに、正しい金額の調定が二重に起票されていた。 | 3 頁 | 10 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月22日に、財務会計システムにおいて、誤った金額の調定伝票及び二重起票の調定伝票を取り消した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月22日に、月末に財務会計システムで「事業別執行状況（歳入）」の収納率を確認するよう課のスケジュールの末日に記載し、他の予定と合わせて朝礼で読み上げることとした。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 11 | 環境部 | 清掃施設課 | 収入 事務 | 行政財産 目的外使 用料（藤 岡プラ ントの電 柱） | 【指摘】 行政財産目的外使用料の算定において、第2種電柱で算定すべきところ、第2種電柱で算定したため、差額分の徴収漏れが生じていた。 | 3 頁 | 11 | A：実施済 又は決定済 | ・令和5年5月17日に、相手方に事情を説明し、追納分（70円）の入金を依頼した。 ・令和5年6月2日に追納分の入金を財務オンラインで確認した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年5月29日から、目的外使用料を決定するときに、担当者が自身で確認した占用料算定に関わる資料及びチェックリストを決定文書に添付し、検討者及び決裁者も同様にチェックリストに基づき確認を行うこととした。 | 令和 5年 10月 10日 |

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の 実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終 回答基 準日 |
|-----|-------|-------|------|---------------------------------------|---|--------|------|--------------------|--|--|---|------------------------|
| 12 | 環境部 | 清掃施設課 | 収入事務 | 豊田市廃棄物処理手数料収納事務委託(渡刈クリーンセンター搬入分ほか3施設) | 【指摘】 豊田市予算決算会計規則第50条第1項において、収納の事務を委託したときは会計管理者に通知しなければならないとされているが、会計管理者への通知が行われていなかった。 | 3 頁 | 12 | A:実施済 又は決定済 | 令和5年6月1日に、会計管理者へ私人に歳入の収納事務を委託したことを通知した。 | A:実施済 又は決定済 | 令和5年6月26日から、毎年度実施時期や期限等が定められている定型事務に関するリストを作成、課内共有することで見える化し、執行状況等の確認が誰でもできるようにした。また、事務を執行する際には、必ず根拠規定等を確認して行うよう、課員への周知徹底を図った。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 13 | 都市整備部 | 定住促進課 | 収入事務 | 市営住宅使用料等徴収業務(管理代行)ほか1件 | 【指摘】 地方自治法施行令第158条第2項並びに豊田市予算決算会計規則第50条第1項、第3項及び第51条において、使用料等の徴収事務を委託したときはその旨を告示し、会計管理者に通知し、受託者に証票を交付しなければならないとされているが、いずれもされていなかった。 | 4 頁 | 13 | A:実施済 又は決定済 | 令和5年6月12日に「使用料等の収納事務委託(管理代行・指定管理)に関する事務について」の告示・会計管理者への通知・委託先への証票の決裁をとり、令和5年6月13日に施行した。 | A:実施済 又は決定済 | ・事務の執行状況を把握するために活用している担当事務進捗管理表に、今回の事務を追記した。 ・市営住宅管理事務のファイルに、必要書類の目次・チェック表及び電子決裁後の今回の事務の書面を添付することで参照を可能にし、3年毎の基本協定締結時の事務において事務の忘れを防止する。 ・担当長の事務引継書の中に、事務の確認及び引継ぎができるよう、必要な事務として明記した。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 14 | 市民部 | 市民税課 | 収入事務 | 市民税の減免 | 【指摘】 豊田市市税条例第49条第2項第2号において、減免申請書に「年度(法人税割にあつてはその課税標準の算定期間)、納期の別及び税額」を記載することとされているが、令和3年に行われた豊田市市税の賦課徴収手続等に必要の様式を定める規則の一部改正では、当該記載事項の欄が削除されていた。 | 4 頁 | 14 | A:実施済 又は決定済 | 令和5年6月28日に、以下のことを決定した。 ・申請者は減免の要件を満たしているため、減免そのものは有効とし、納期、税額の記載がない申請書の余白に納期の別及び税額を補記した。 | A:実施済 又は決定済 | 令和5年6月28日に、以下のことを決定した。 ・標準準拠システムの仕様確定後(令和5年8月予定)、様式規則と条例の整合を図る改正を行う予定であったが、様式が示されなかった。減免申告書については今後も示されないと想定されるため、令和6年3月に様式規則と条例の整合を図る改正を行う予定である。 ・様式規則または条例の改正までは、申請書余白に納期の別及び税額を記載する欄を設ける。 令和5年6月28日に、様式規則の改正を行う際の手順に「条例との整合性の確認」を追加した。 | 令和 5年 10月 10日 |

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の 実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終 回答基 準日 |
|-----|---------|----------|----------|-------------------|--|--------|------|--------------------|---|--|--|------------------------|
| 15 | 市民部 | 市民税課 | 収入事務 | 市民税の減免 | 【指摘】 令和3年に行われた豊田市市税減免規則の一部改正により、減免に係る根拠規定が改正されたにもかかわらず、令和4年度市民税の減免決定通知書において改正前の根拠規定が記載されていた。 | 4 頁 | 15 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月28日に、以下のことを決定した。 ・申請者は減免の要件を満たしているため、減免そのものは有効とし、既に送付された通知については回収等は行わず、市で保管している通知書の写しを修正した。 ・また、その旨をオンラインシステムのメッセージに入力し、問い合わせに備えることとした。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月27日に、通知文を作成するエクセルの修正を行い、正しい根拠規定が表示されるように修正した。 さらに減免チェック表の表記をわかりやすくした。 令和5年6月28日に、条例、規則の改正を行う際の手順に「各種の文書作成エクセル等への影響の確認」を追加した。 | 令和5 年10 月10 日 |
| 16 | こども・若者部 | 保育課 | 補助金等交付事務 | 豊田市保育所等給食費軽減対策補助金 | 【指摘】 豊田市予算決算会計規則第25条において、補助金は支出負担行為決議前に予算執行伺を起案して決定を受けなければならないとされているが、交付決定時に予算執行伺が起案・決定されていなかった。 | 4 頁 | 16 | A：実施済 又は決定済 | 事後ではあるが、起案・決定を受けた。 | A：実施済 又は決定済 | 起案者は確実に補助金事務フロー、財務関係決定区分表を確認する。また、起案文書に「財務関係決定区分表」を添付し、見える化する。 | 令和5 年10 月10 日 |
| 17 | こども・若者部 | 保育課 | 補助金等交付事務 | 豊田市保育所等給食費軽減対策補助金 | 【指摘】 豊田市職務権限規程別表第2において、500万円超3,000万円以下の補助金に係る予算執行伺には財政課長の合議が必要であるが、合議がされていなかった。 | 4 頁 | 17 | A：実施済 又は決定済 | 事後ではあるが、財政課に報告し承認を受けた。 | A：実施済 又は決定済 | 起案者は確実に財務関係決定区分表を確認する。また、起案文書に「財務関係決定区分表」を添付し、見える化する。 | 令和5 年10 月10 日 |
| 18 | 都市整備部 | 公園緑地つかう課 | 補助金等交付事務 | 豊田市花のあるまちづくり事業補助金 | 【指摘】 交付決定後の手続において、豊田市予算決算会計規則第28条に基づいて支出負担行為決議を行い、豊田市補助金等交付規則第8条及び第10条にのっとり計画変更や実績報告の審査をしなければならないが、これらの必要な手続が取られていないものがあつた。 | 5 頁 | 18 | D：実施することができない | 補助事業が終了しているため、補助申請者に対して事業計画変更承認申請するよう指示することはできないことを令和5年6月28日に確認した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月28日から、交付要綱に基づき一連の事務手続が適正に実施できるよう、「補助金交付案件一覧」を作成し、当初交付決定額、支出負担行為額、変更承認申請書の申請日、変更理由、変更決定金額等の項目を入れるとともに、決裁時に添付することでチェックをするように改善した。 | 令和5 年10 月10 日 |

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の 実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終 回答基準 日 |
|-----|---------|-----------|----------|----------------------------|--|--------|------|--------------------|--|--|--|-----------------|
| 19 | こども・若者部 | こども・若者政策課 | 補助金等交付事務 | 豊田市青少年健全育成振興事業補助金 | 【意見】 豊田市青少年健全育成振興事業補助金交付要綱第5条第2項において、「食糧費は、食糧費を除く補助対象経費の合計の10分の1未満でなければならない。」とされているが、当該規定により補助金額を算定すると、全体の補助対象経費の額によって補助対象となる食糧費の額が増減し、かなり高額な食糧費が補助対象となりうる。 補助金等交付のガイドラインにおいて、事業と直接関係ない経費については原則として補助対象経費とはしないとされている。例外的に認めるのであれば、一人当たりの食糧費が高額とならないように、対応策を検討されたい。 | 5 頁 | 19 | D：実施することができない | 令和4年度の補助金交付事務は完了しており、遡って交付要綱を見直すことはできない。 | A：実施済 又は決定済 | 令和6年4月1日から、研修・研究事業など、食糧費が高額になり得る事業を対象事業から除外する形で補助金交付要綱を改正することを、令和5年9月15日に決定した。 | 令和5年10月10日 |
| 20 | 環境部 | 循環型社会推進課 | 委託業務 | 豊田市リサイクルステーション利用者数調査集計業務委託 | 【指摘】 委託契約事務の手引において、工程表は委託業務届出書の一部であり、必ず提出させることとされているが、工程表が添付されていない委託業務届出書を受理していた。 | 5 頁 | 20 | A：実施済 又は決定済 | 指摘後、直ちに契約事業者から工程表を受理した。 | A：実施済 又は決定済 | 契約課が作成した「委託契約発注チェックリスト」の着手関係書類の欄に「工程表は添付されていますか。」を追加し、担当者と担当長のチェック欄を追加した。 | 令和5年10月10日 |
| 21 | 環境部 | 循環型社会推進課 | 委託業務 | ごみステーション巡回業務委託 | 【指摘】 委託業務仕様書において、受託者は本業務の着手前に業務で使用する車両の検査証の写しを提出することと定められているが、提出されていなかった。 | 5 頁 | 21 | A：実施済 又は決定済 | 指摘後、直ちに契約事業者から車両の検査証の写しを受理した。 | A：実施済 又は決定済 | 契約課が作成した「委託契約発注チェックリスト」の着手関係書類の欄に「仕様書等に記載の、着手前に必要な書類が提出されていますか。」を追加し、担当者と担当長のチェック欄を追加した。 | 令和5年10月10日 |
| 22 | 市民部 | 資産税課 | 委託業務 | 固定資産税(償却資産)課税資料入力業務委託 | 【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定めて作業責任者等報告書にて報告しなければならないとされているが、空欄のまま受理されていた。 | 6 頁 | 22 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月22日に作業責任者に作業場所が契約者本社内であることや、それ以外の場所で作業していないことを確認した。 また令和5年6月27日に、作業場所が記載された報告書の再提出を受けた。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月27日の課内打合せにおいて、当該指摘事項の共有を行い、課内全員に契約書類中の記載漏れや記載誤りがないよう周知徹底した。 提出書類は必ず複数名でチェックするとともに、委託業務確認事項一覧により、担当者、担当長、検査員が各々確認することで契約書類中の記載漏れや記載誤りを防ぐようにした。 | 令和5年10月10日 |

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の 実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終 回答基 準日 |
|-----|---------|-----------|------|------------------------|--|--------|------|--------------------|---|--|---|-----------------|
| 23 | 市民部 | 国保年金課 | 委託業務 | 国民健康保険被保険者証カード等作成委託 | 【指摘】 個人情報・重要情報消去(廃棄)承認申請書及び報告書において、情報の名称欄には数量等の詳細を記入することとされているが、詳細が記入されないまま受理されていた。 | 6 頁 | 23 | A:実施済 又は決定済 | 委託業者にデータ全件が確実に消去されたことを確認し、数量等を記載した個人情報・重要情報消去(廃棄)承認申請書及び報告書の提出を令和5年6月26日に受けた。 | A:実施済 又は決定済 | 令和5年6月26日に、数量等の詳細を明記することの事務手順書への追記と、引継書の作成を行った。 | 令和5年10月10日 |
| 24 | 市民部 | 国保年金課 | 委託業務 | 国民健康保険被保険者証カード等作成委託 | 【意見】 市からの提供データを元に国民健康保険被保険者証カード等の作成を年2回行わせているが、提供データの消去は年1回のみであった。 提供データは個人情報を含むものであり、その都度消去する方が情報セキュリティのリスクが軽減されるため、適切な対応を検討されたい。 | 6 頁 | 24 | D:実施することができない | 委託業者によって令和5年2月25日にデータ消去済みのため、遡って処理することができない。 | A:実施済 又は決定済 | 令和5年6月26日から、納品完了の都度、個人情報・重要情報消去(廃棄)承認申請書及び報告書の提出を求めるとし、令和6年度以降の委託仕様書には、その旨を明記することの事務手順書への追記と、引継書の作成を行った。 | 令和5年10月10日 |
| 25 | こども・若者部 | こども・若者政策課 | 委託業務 | 令和5年二十歳のつどい開催事業業務委託 | 【指摘】 委託業務仕様書において、受託者が業務の全部又は一部を他の者に再委託することを禁止しているが、会場設営を再委託しているものがあつた。 | 6 頁 | 25 | D:実施することができない | 委託期間が終了しているため、仕様書の内容を修正できない。 | A:実施済 又は決定済 | 令和5年度に作成する仕様書については、令和5年6月14日に、再委託に関する記載を「業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分である式典・記念行事の企画及び実施を第三者に再委託してはならない。」と改めた。 | 令和5年10月10日 |
| 26 | 都市整備部 | 建築予防保全課 | 委託業務 | 足助給食センター廃水処理施設保守点検業務委託 | 【指摘】 受託者から提出された委託業務再委託承認申請書について、豊田市業務委託事務要綱第16条第2項に規定される承認・不承認の手続が行われていなかった。 | 6 頁 | 26 | A:実施済 又は決定済 | 令和5年6月30日に再委託承認決定書を作成し、承認を受けて交付済 | A:実施済 又は決定済 | 担当者は契約事務書類チェックリスト(契約課様式)を使用して事務の確認をし、検査員はチェック項目を検査確認事項とする。 | 令和5年10月10日 |

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の 実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終 回答基 準日 |
|-----|---------|-----------|------|--|---|--------|------|-----------------------|--|--|--|------------------------|
| 27 | こども・若者部 | 保育課 | 委託業務 | 豊田市子育て支援拠点事業 堤子育て支援センター運営 業務委託 | 【指摘】 変更積算書において、変更する項目以外 は当初積算書の記載内容を転記すべきところ、 誤った積算金額を記入している項目があっ た。 | 6 頁 | 27 | C：実施し ないことを 決定済 | 変更金額の根拠が明 らかに請負率による算 出が適当でなく、変更 契約金額は正しいた め、変更契約積算書の 修正箇所を赤字修正す るのみとする。 | A：実施済 又は決定済 | ・課内で情報共有するとともに、委託契約事務の研修を 行う。 ・担当者及び検討者等は確実に委託契約事務の手引を確認 する。 ・委託契約事務のチェックリストと合わせ、内容の確認 を確実にを行う。 ・不慣れな職員が委託契約事務を担当する場合のフォ ロー・チェックを上司が確実にを行う。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 28 | こども・若者部 | こども・若者政策課 | 委託業務 | 豊田市若 者サポー トステー ション運 営業務委 託 | 【指摘】 委託検査調書において、検査項目及び内 容が未記入のまま決裁されていた。 | 7 頁 | 28 | A：実施済 又は決定済 | 未記入の検査項目及 び内容を令和5年6月 26日に記入した。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月26日に、当該事務に関するフォルダ内 に、委託検査調書に記入すべき項目を記したメモデー タを保存した。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 29 | こども・若者部 | 保育課 | 委託業務 | 公立こども園手洗い場の温水 化業務委託 ほか2件 | 【指摘】 委託完了検査調書において、検査項目欄 の記載事項が委託内容と整合しないもの となっていた。 | 7 頁 | 29 | A：実施済 又は決定済 | 正しい検査項目及び 内容を令和5年6月2 6日に記入した。な お、同内容で委託業者 に通知した委託検査結 果通知書については、 あらためて通知する 旨、令和5年6月26 日に決定済 | A：実施済 又は決定済 | 監督員から検査員に対し、立合検査の結果報告を行っ てから委託検査調書の起案を行うよう事務手順の見直し を行う。また、委託フォルダ内の引き継ぎ事項に当該 内容を記載し、事務手順が確実に引き継がれるようにす る。 | 令和 5年 10月 10日 |
| 30 | 都市整備部 | 建築予防保全課 | 委託業務 | 豊田市公 設地方卸 売市場ほ か1施設 消防用設 備等保守 点検業務 委託 ほか 14件 | 【指摘】 複数年度契約の各年度の業務完了時に検 査を行った場合は、その結果を委託検査結 果通知書により受託者に通知することとさ れているが、通知されていなかった。 | 7 頁 | 30 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月30日 に検査結果通知書を作 成し、契約者へ状況説 明の上、通知済 | A：実施済 又は決定済 | 担当者は契約事務書類チェックリスト（契約課様式） を使用して事務の確認をし、検査員はチェック項目を検 査確認事項とする。 | 令和 5年 10月 10日 |

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の 実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終 回答基準 日 |
|-----|-----|-------|------|---------------------------|---|--------|------|--------------------|--|--|--|-----------------|
| 31 | 市民部 | 国保年金課 | 委託業務 | 国民健康保険高齢受給者証カード等作成委託 | 【指摘】 変更契約後に業務完了とすべきところ、変更契約日より前に完了届が受理されていた。 | 7 頁 | 31 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月26日に、完了届（令和5年3月31日完了）の再提出を受けた。 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月26日に、変更契約に伴う完了届の注意点を事務手順書に追記した。 | 令和5年10月10日 |
| 32 | 環境部 | 環境政策課 | 委託業務 | 豊田市自然観察の森の管理運営等に関する指定管理業務 | 【指摘】 基本協定書第19条第2項において、指定管理者は管理運営に係る経費の収支状況を記載した月次報告書を提出することとされているが、収支状況が記載されていない月次報告書が複数あった。 また、提出している場合でも、記入漏れがあり、不完全な収支状況しか記載されていなかったが、市はそのまま受理していた。 | 7 頁 | 32 | A：実施済 又は決定済 | 4月～7月の収支状況及び不完全な収支状況については、確定した最終収支状況報告により確認済 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月13日の月例会議において、指定管理者と改めて基本協定の内容を確認し、月次報告で提出が必要な書類を共有した。 経費の収支状況の報告については、未確定な経費の金額が確定したら、直近の月次報告会で報告させ、確認するように見直しを行った。 | 令和5年10月10日 |
| 33 | 環境部 | 環境政策課 | 委託業務 | 豊田市自然観察の森の管理運営等に関する指定管理業務 | 【意見】 基本協定書第13条第2項において、日常的な小規模修繕等は指定管理者が実施するものと定められている。月次報告書において「小規模修繕等実績」表に10件の修繕内容の記載があるが、修繕内容の分かる報告書や執行金額が確認できる見積書・請求書等は確認できなかった。 修繕費は年度協定書において指定経費に規定されており、過不足が生じた場合には精算が必要となる。適正執行の観点から、修繕内容や金額の確認を厳正に行われた。 | 8 頁 | 33 | A：実施済 又は決定済 | 指定管理者から見積書・請求書等の提出を受け、内容を確認済 | A：実施済 又は決定済 | より適正な管理を行うために、月例報告において、小規模修繕等実績表の添付書類として、修繕の実施報告書及び見積書・請求書等を提出するよう変更し、担当内で共有した。 また、令和5年6月13日の月例会議において、指定管理者にも上記内容を共有し、毎月の月次報告会で、修繕の実施報告や見積書・請求書等の提出に漏れないか、小規模修繕等実績表の添付資料提出日欄でチェックするよう見直しを行った。 | 令和5年10月10日 |
| 34 | 環境部 | 環境政策課 | 委託業務 | 豊田市自然観察の森の管理運営等に関する指定管理業務 | 【意見】 実績報告書には自主事業の実施状況及び収支状況を記載すべきところ、概要しか記載がなかった。 自主事業の実施状況は豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第4号に規定する事項であり、年度を通じた実施集計が分かるよう、詳細に記載するよう指導されたい。 | 8 頁 | 34 | A：実施済 又は決定済 | 指定管理者から販売実績額の報告を受け、内容を確認済 | A：実施済 又は決定済 | 行政改革推進課の通知に基づき、自主事業の実施概要だけでなく、収支状況についても報告するよう見直しを行うとともに、令和5年6月8日の担当打合せにおいて、担当内で共有した。併せて、年度末の月例報告で当該資料の提出が必要であることを担当者が確認するよう見直しを行った。 | 令和5年10月10日 |

令和5年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

| No. | 部局名 | 所属名 | 監査項目 | 事業名等 | 監査結果 | 該当ページ | 該当箇所 | I 「処理」の 実施状況 | II 「処理」の内容 | III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況 | IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容 | 最終 回答基 準日 |
|-----|---------|----------|------|---|---|--------|------|--------------------|--|--|--|-----------------|
| 35 | 都市整備部 | 公園緑地つかう課 | 委託業務 | 豊田市鞍ヶ池緑地の管理運営等に関する指定管理業務 | 【指摘】 基本協定書第19条第2項において、指定管理者は管理運営に係る経費の収支状況を記載した月次報告書を提出することとされているが、市が支払った指定管理料の金額・回数と異なる誤った内容の月次報告書を提出し、市は誤ったまま受理していた。 | 8 頁 | 35 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月9日に、「管理運営に係る経費の収支状況報告書」において、金額誤りを修正し、収入月を毎月でなく年4回の実績に修正した。 | A：実施済 又は決定済 | 「管理運営に係る経費の収支状況報告書」の様式について、令和5年6月9日以降、本指定管理では収入がない月の欄に斜線を引き、関係のない収入項目を削除することで、そもそも誤った記入ができないよう様式を改善した。 | 令和5年10月10日 |
| 36 | こども・若者部 | こども家庭課 | その他 | 豊田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業 | 【指摘】 健康保険法等の一部改正により、被保険者証に記載の保険者番号及び被保険者等記号・番号については、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止された。これにより、提出書類に添付される被保険者証の写しには保険者番号等にマスキングを施すことが必要となったが、行われていなかった。 | 9 頁 | 36 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月23日に申請書を再確認し、マスキングの必要のあるものについてはマスキング処理を実施。 | A：実施済 又は決定済 | 今年度も同様の給付金事務を実施しているため、再発しないように担当内に「本人確認等における医療保険の被保険者証の取扱いについて」（令和2年9月24日付け法務課長通知）を令和5年6月23日に回覧し、マスキング方法を担当職員で再確認した。なお、令和5年度給付金申請書受理後の審査では、必ず職員を含むダブルチェックにより再発防止を徹底している。 | 令和5年10月10日 |
| 37 | 都市整備部 | 建築相談課 | その他 | 豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金 | 【指摘】 健康保険法等の一部改正により、被保険者証に記載の保険者番号及び被保険者等記号・番号については、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止された。これにより、提出書類に添付される被保険者証の写しには保険者番号等にマスキングを施すことが必要となったが、行われていなかった。 | 9 頁 | 37 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月21日に、後期高齢者医療被保険者証の被保険者等記号・番号等にマスキングを実施 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月21日に、補助金交付チェックシートに保険証及びマイナンバーカードの「マスキング実施」項目を追加 | 令和5年10月10日 |
| 38 | 都市整備部 | 建築予防保全課 | その他 | 豊田市公設地方卸売市場製氷施設保守点検業務委託 | 【指摘】 健康保険法等の一部改正により、被保険者証に記載の保険者番号及び被保険者等記号・番号については、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止された。これにより、提出書類に添付される被保険者証の写しには保険者番号等にマスキングを施すことが必要となったが、行われていなかった。 | 9 頁 | 38 | A：実施済 又は決定済 | 令和5年6月21日に健康保険被保険者証の「記号」「番号」「保険者番号」にマスキングを実施済 | A：実施済 又は決定済 | 契約事務書類チェックリスト（契約課）に健康保険被保険者証が添付された場合の注意事項を追記し、担当者は事務の確認を実施。また、検査員はチェック項目を検査確認事項とする。 | 令和5年10月10日 |